

令和6年第2回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和6年2月28日（水）9時57分から10時25分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（8人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	7番	小笠原 章仁
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（1人）

8番 三谷 晴喜

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について

第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 永野 尊教

書記 都築 利弥

7. 会 議

〔議長〕

ただいまより令和6年第2回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは、8番三谷晴喜委員の1名です。

出席委員は、9名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、3番 宮川利重委員、5番北村栄治委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第4号について事務局より説明をお願いします。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料1ページをご覧ください。議案第4号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■の1筆で台帳地目は畑、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。

こちらについては2月2日に申請代理人立会いのもと、担当委員の宮川委員と事務局永野・都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は山林化しており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第4号について、担当委員より説明を求めます。3番宮川利重委員。

〔宮川委員〕

はい、3番宮川利重です。先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、山林化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第3議案第5号について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい8ページをご覧ください。議案第5号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]他1筆で、申請理由は譲渡です。登記地目は田で、現況地目は畑となっており、面積は871㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

2月2日に譲渡人の立会いのもと、宮川委員と事務局永野、都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料21ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、15ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが譲受人はすでに申請地の管理を行っており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり2月2日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第5号について担当委員より説明を求めます。3番宮川利重委員。

〔宮川利重委員〕

先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人はすでに申請地の管理をしており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われます。そのため善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、採決をいたします。議案第5号について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第4 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。本案件につきましては、再設定2件新規1件となっております。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料の22ページをご覧ください。まず再設定2件について説明いたします。借受人、貸付人、詳細は利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。それでは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件について説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるため問題ありません。

以上、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原委員〕

貸付人の方が亡くなっているが大丈夫なのでしょうか。

〔事務局書記〕

亡くなられたのが申請後でしたので、今回は取り下げとします。

他にないでしょうか。

(発言なし)

発言がないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

次の新規の1件についてですが、[]委員が当事者となっております。大豊町農業委員会会議規則第26条の議事参与の制限については、「委員は、自己又は同居の親族もしくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。この場合、議長は当該委員に対し退場を求めることができる。」となっておりますので、本案件につきましては、[]委員に一度ご退場していただき、案件の審議が完了後、正会に復帰いただくこととしたいと思います。皆様これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、[]委員におかれましては、審議終了後呼び出すまでご退場をお願いいたします。

([]委員退場)

それでは審議に入ります。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料の29ページをご覧ください。新規設定1件となっております。借受人、貸付人、詳細は利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。それでは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件について説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるため問題ありません。

以上、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(退場している[]委員を除く全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり許可することといたします。

それでは10番[]委員を正会に復帰させます。

(事務局が[]委員を呼びに行き、正会に復帰)

次に、日程第5その他の件について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、次回3月総会の日程については、3月27日(水) 10時からを予定しております。

よろしくお願いします。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和6年第2回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。
おつかれさまでした。

署名委員 3番 _____

署名委員 5番 _____